

学校法人青淵学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人青淵学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県深谷市上柴町西4丁目2番11に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、健康で幸せな生活をより多くの国民が享受できる長寿社会を目指して、医療の現場で働く技術、志とともに優れた人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 東都大学
ヒューマンケア学部 看護学科
幕張ヒューマンケア学部 看護学科
幕張ヒューマンケア学部 理学療法学科
管理栄養学部 管理栄養学科

(寄附金募集)

第4条の2 この法人は、東都大学（幕張ヒューマンケア学部医療テクノロジー学科）の設置に要する経費に充てるための事業として、寄附金募集活動を行うことができる。

2 募集寄附金については、設置しようとする東都大学（幕張ヒューマンケア学部医療テクノロジー学科）の校地、校舎その他附属設備を取得するために必要な資金又は開設年度の経常経費に使用しなければならない。

3 受納した寄附金は、前項に記載する目的のために使用する資金として、他の財産と区別して信託銀行に信託する等確実な方法により管理しなければならない。

4 この寄附行為の変更の認可後3年以内に、東都大学（幕張ヒューマンケア学部医療テクノロジー学科）の設置が認可されない場合は、文部科学大臣の承認を経て、受納した寄附金をこの法人の既設の学校の校地、校舎その他附属設備又は教育研究に要する経常的経費に充てるか、或いは、類似の目的のため、国、地方公共団体若しくは他の学校法人に寄附するものとする。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 5人以上7人以内
- 二 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人乃至3人
- 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人乃至3人

2 前項第一号及び第二号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く、以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、11人以上15人以内の評議員をもって組織する。

- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附行為の変更
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九 寄附金品の募集に関する事項
- 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者3人
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者1人
 - 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者7人以上11人以内
- 2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもつて支弁する。

(会計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成

しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄付行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第35条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄付行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第36条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定に関わらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第43条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、学校法人青淵学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年10月31日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	大坪 修
理事	杉浦 哲郎
理事	中條 俊夫
理事	小出 輝

理事	大坪 茂
理事	五十嵐 雅子
監事	八木 繁
監事	増田 寛次郎

- 3 平成28年4月1日までの間は、第22条第1項第2号中「学校を卒業した者」とあるのは該当者がいないため「学識経験者」と読み替えるものとする。
- 4 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年8月29日）から施行する。
- 5 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年3月14日）から施行する。
- 6 この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 平成30年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。
- 8 この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。
- 9 令和2年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
- 10 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年3月17日）から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 東都大学 ヒューマンケア学部 看護学科 幕張ヒューマンケア学部 看護学科 幕張ヒューマンケア学部 理学療法学科 <u>幕張ヒューマンケア学部</u> <u>医療テクノロジー学科</u> 管理栄養学部 管理栄養学科</p> <p>(削除)</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 東都大学 ヒューマンケア学部 看護学科 幕張ヒューマンケア学部 看護学科 幕張ヒューマンケア学部 理学療法学科 (新設) 管理栄養学部 管理栄養学科</p> <p><u>(寄附金募集)</u></p> <p><u>第4条の2 この法人は、東都大学（幕張ヒューマンケア学部医療テクノロジー学科）の設置に要する経費に充てるための事業として、寄附金募集活動を行うことができる。</u></p> <p><u>2 募集寄附金については、設置しようとする東都大学（幕張ヒューマンケア学部医療テクノロジー学科）の校地、校舎その他付属設備を取得するために必要な資金又は開設年度の経常経費に使用しなければならない。</u></p> <p><u>3 受納した寄附金は、前項に記載する目的のために使用する資金として、他の財産と区別して信託銀行に信託する等確実な方法により管理しなければならない。</u></p> <p><u>4 この寄附行為の変更の認可後3年以内に、東都大学（幕張ヒューマンケア学部医療テクノロジー学科）の設置が認可されない場合は、文部科学大臣の承認を経て、受納した寄附金をこの法人の既設の学校の校地、校舎その他付属設備又は教育研究に要する経常的経費に充てるか、或いは、類似の目的のため、国、地方公共団体若しくは他の学校法人に寄附するものとする。</u></p>

<p><u>附 則</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	
---	--

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区	年 度		平成31年度	開設年度の前年度	開設年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
	分		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		【借用】(運動場・体育館棟用地) H30.4.1～H60.3.31						0千円
	施設	基 準 内	54,001千円	133,815千円	-	-	-	-	187,816千円
		基 準 外	-	-	-	-	-	-	0千円
	設備	図 書	-	4,326千円	-	-	-	-	4,326千円
		教 具 校 具 備 品	-	122,455千円	-	-	-	-	122,455千円
	小 計		54,001千円	260,596千円	-	-	-	-	314,597千円
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			54,001千円	260,596千円	-	-	-	314,597千円	

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	96,372 千円
		基 準 外	66,011 千円
	設備	図 書	6,172 千円
		教具・校具・備品	2,025 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
申請年度の寄附金収入	54,001千円	申請年度(令和元年度)の寄附金収入1,319,000千円のうち令和元年度に54,001千円(校舎取得費)を支出する。
受配者指定寄附金	260,596千円	申請年度(令和元年度)の受配者指定寄附金300,000千円のうち260,596千円を財源に充当する。
合 計	314,597千円	

財産目録総括表

科目	年度	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	令和元年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和2年3月31日)	再評価後 (令和2年6月30日)
一 基本財産		4,495,254千円	5,134,656千円	5,134,656千円	5,647,156千円
二 運用財産		503,127千円	1,175,584千円	1,175,584千円	1,175,584千円
三 負債額		1,611,574千円	2,044,653千円	2,044,653千円	2,044,653千円
1 固定負債		846,530千円	1,299,954千円	1,299,954千円	1,299,954千円
2 流動負債		765,044千円	744,699千円	744,699千円	744,699千円
四 基本財産+運用財産		4,998,382千円	6,310,240千円	6,310,240千円	6,822,740千円
五 純資産(四-三)		3,386,808千円	4,265,588千円	4,265,588千円	4,778,088千円

貸借対照表

令和02年03月31日

(単位: 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	《 5,236,554,596 》	《 4,495,254,162 》	《 741,300,434 》
有形固定資産	(5,134,656,216)	(4,394,240,491)	(740,415,725)
特定資産	(0)	(0)	(0)
その他の固定資産	(101,898,380)	(101,013,671)	(884,709)
流動資産	《 1,073,685,883 》	《 503,127,350 》	《 570,558,533 》
資産の部合計	6,310,240,479	4,998,381,512	1,311,858,967
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	《 1,299,953,507 》	《 846,530,056 》	《 453,423,451 》
流動負債	《 744,699,402 》	《 765,043,841 》	《 ▲20,344,439 》
負債の部合計	2,044,652,909	1,611,573,897	433,079,012
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	《 5,102,508,671 》	《 4,555,572,344 》	《 546,936,327 》
第1号基本金	4,985,508,671	4,479,572,344	505,936,327
第4号基本金	117,000,000	76,000,000	41,000,000
繰越収支差額	《 ▲836,921,101 》	《 ▲1,168,764,729 》	《 331,843,628 》
純資産の部合計	4,265,587,570	3,386,807,615	878,779,955
負債及び純資産の部合計	6,310,240,479	4,998,381,512	1,311,858,967

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和 2年度	幕張キャンパス 1号館改修計画	(整備予定地) 千葉県千葉市美浜区ひび野1-1 校舎 RC・SRC造 地下1階付20階建 31,111.85㎡のうち100分の61 機器備品 159点 図書等 548点	令和2年9月着工 令和3年1月完成予定 令和3年2月納入予定	東都大学 幕張ヒューマンケア学部 医療テクノロジー学科専用
	沼津キャンパス 整備計画	(整備予定地) 静岡県沼津市日の出町1-1 校舎 SRC造 8階建 6307.02㎡ 機器備品 604点 図書等 3,065点	令和2年6月着工 令和2年12月完成予定 令和3年2月納入予定 (令和3年6月納入予定)	東都大学 沼津ヒューマンケア学部 看護学科専用
令和 3年度	該当なし			
令和 4年度	該当なし			
令和 5年度	該当なし			
令和 6年度	該当なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和4年度	令和5年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		72,500	132,500	192,500	252,500
手数料収入		2,520	2,640	2,640	2,640
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		2,900	5,300	7,700	10,100
受取利息・配当金収入		3	5	6	9
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		57,500	57,500	57,500	57,500
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		△ 57,500	△ 57,500	△ 57,500	△ 57,500
前年度繰越支払資金		0	0	0	0
収入の部合計		77,923	140,445	202,846	265,249

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和4年度	令和5年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		140,215	153,205	154,662	156,058
教育研究経費支出		60,000	50,500	44,760	45,020
管理経費支出		10,000	10,000	10,000	10,000
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		4,000	4,000	4,500	4,500
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		△ 136,292	△ 77,260	△ 11,076	49,670
支出の部合計		77,923	140,445	202,846	265,249

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	令和4年度	令和5年度	完成年度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	72,500	132,500	192,500	252,500
		手数料	2,520	2,640	2,640	2,640
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	2,900	5,300	7,700	10,100
		雑収入	0	0	0	0
		教育活動収入 計	75,020	135,140	195,140	255,140
	支出	人件費	140,215	153,205	154,662	156,058
		教育研究経費	93,412	84,312	78,972	79,632
		管理経費	10,200	10,200	10,300	10,400
徴収不能額等		0	0	0	0	
	教育活動支出 計	243,827	247,717	243,934	246,090	
	教育活動収支差額	△168,807	△112,577	△48,794	9,049	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	3	5	6	9
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	3	5	6	9
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
	教育活動外収支差額	3	5	6	9	
	経常収支差額	△168,804	△112,572	△48,788	9,058	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
	特別支出 計	0	0	0	0	
	特別収支差額	0	0	0	0	
〔 予備費 〕						
基本金組入前当年度収支差額		△168,804	△112,572	△48,788	9,058	
基本金組入額合計		△ 4,000	△ 4,000	△ 4,500	△ 4,500	
当年度収支差額		△172,804	△116,572	△53,288	4,558	
前年度繰越収支差額		0	0	0	0	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△172,804	△116,572	△53,288	4,558	
(参考)						
事業活動収入 計		75,023	135,145	195,146	255,149	
事業活動支出 計		243,827	247,717	243,934	246,090	